

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件 に係る経過措置期間の延長について

令和元年7月11日
広島県

1 提案事項

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間の延長

2 提案内容

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正（平成30年1月18日厚生労働省令改正，平成30年4月1日施行）において，居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員と定め，経過措置期間として平成33年（令和3年）3月31日までの間と定めているが，経過措置期間を最低でも6年以上（令和6年3月31日）とすること。

3 提案理由

介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための主要なルートは，専任の介護支援専門員としての従事期間が5年（60か月）以上の者が，主任介護支援専門員研修（70時間）を受けることであるが，経過措置期間が3年しかないため，管理者の要件を満たすことができず，事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が発生し，利用者にとって混乱が生じる恐れがある。

基準改正時（H30.4.1）に介護支援専門員としての従事を開始した場合

【経過措置期間】

3年
（H30～R2年度）

6年
（H30～R5年度）

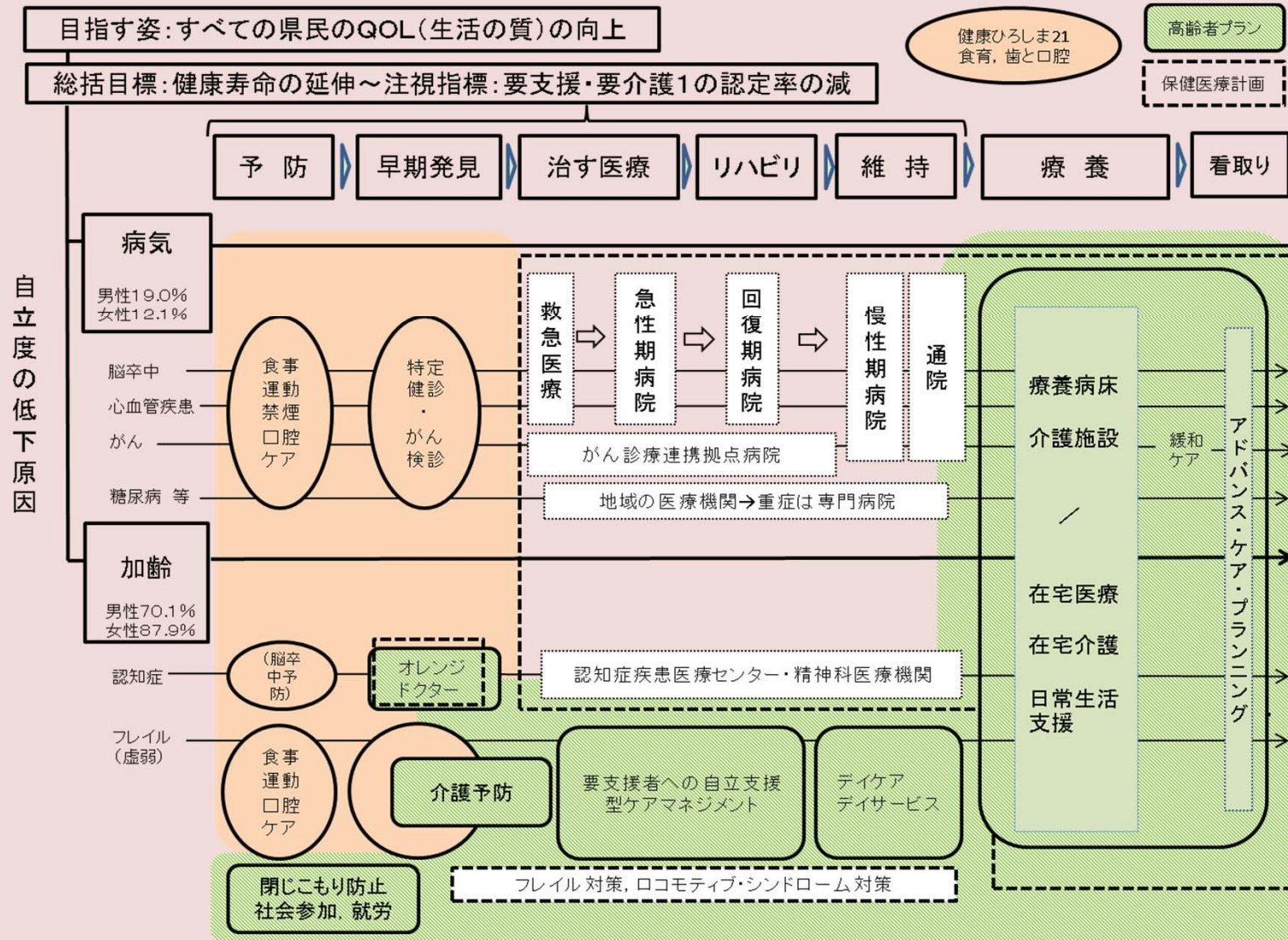
	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	（年度）
3年 （H30～R2年度）	1年目	2年目	3年目	×				
6年 （H30～R5年度）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	主任研修	○	

主任介護支援専門員研修の受講要件を満たさないため，管理者になれない。

第7期ひろしま高齢者プラン(平成30～令和2年度)

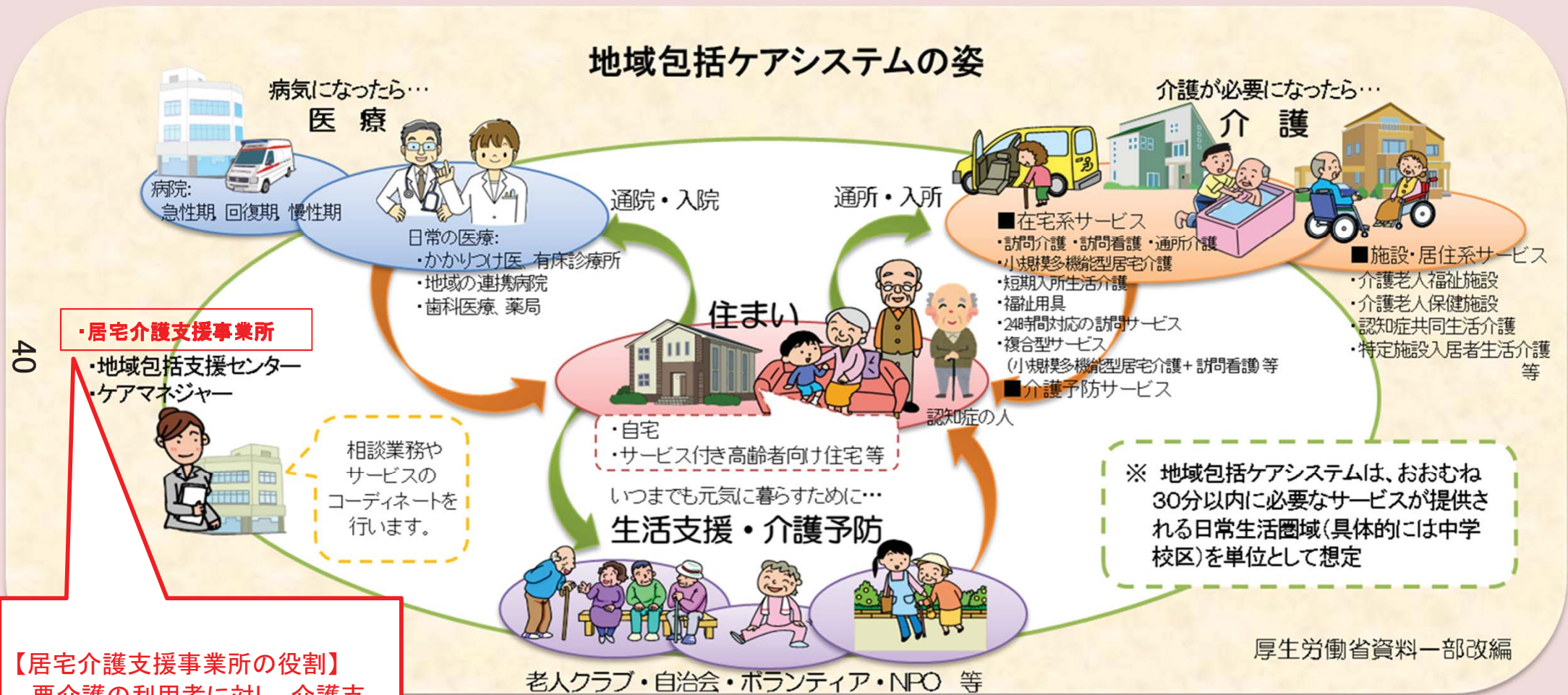
総括目標「健康寿命の延伸」

2025年になっても、高齢者がいきいきと暮らすことができる広島県を目指し、「地域包括ケアシステムの強化」の方向性を示す
 ≪この度の提案は、次ページのとおり「地域包括ケアシステムの強化」を目指すもの≫



居宅介護支援事業所の役割

居宅サービスは在宅生活を支える基幹的サービス



40

- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・ケアマネジャー



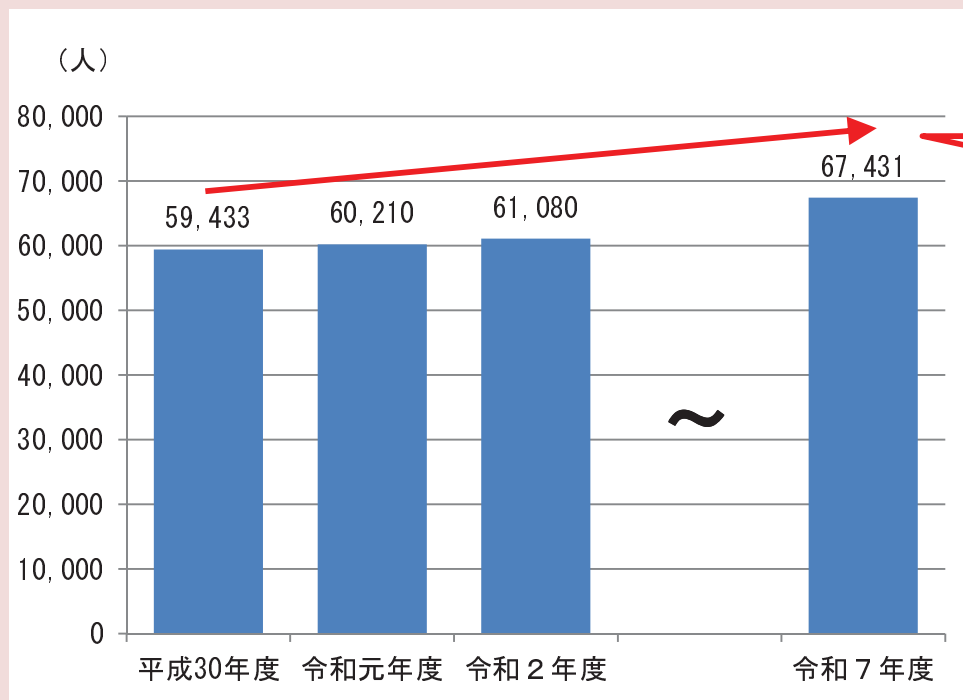
相談業務やサービスのコーディネートを行います。

【居宅介護支援事業所の役割】
 要介護の利用者に対し、介護支援専門員が居宅サービス(※)計画作成や連絡調整を行う。

※居宅サービスの例
 訪問介護、訪問看護、通所介護 等

厚生労働省資料一部改編

居宅介護支援の利用見込者数



居宅介護支援の利用者は、今後も増加する。

県内の居宅介護支援事業所の状況

令和3年3月31日までに主任介護支援専門員の管理者を確保できず、廃止又は休止となる恐れのある

事業所は **少なくとも62か所(約1割)**

⇒「このままでは、事業所を廃止せざるを得ない」といった意見が市町(事業所を所管)へ届いている。

【調査期間】 令和元年6月14日～21日

【調査方法】 市町を通じて、県内の居宅介護支援事業所に照会

【調査結果】 県内914事業所のうち、619事業所から回答(回答率67.7%)